6　一方の締約国の居住者がある債権に関して他方の締約国の居住者から利子の支払を受ける場合において、次の(a)に規定する事項及び(b)に規定する事項に該当する者が当該債権と同等の債権を当該一方の締約国の居住者に対して有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該利子の支払の基因となる債権を取得することはなかったであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該利子の受益者とはされない。

(a)　当該他方の締約国内において生ずる利子に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b)　いずれの締約国の居住者でもないこと。

7　利子の支払の基因となる債権の設定又は移転に関与した者が、この条の特典を受けることを当該債権の設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該利子に対しては、この条に定める租税の軽減又は免除は与えられない。

第六条

1　条約第十三条3を次のように改める。

3　次の(a)及び(b)の規定に該当する場合には、一方の締約国の居住者が(b)に規定する株式の譲渡(a)の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。）によって取得する収益に対しては、他方の締約国において租税を課することができる。

(a)　当該他方の締約国（日本国については、預金保険機構を含む。以下この3において同じ。）が、金融機関の差し迫った支払不能に係る破綻処理に関する当該他方の締約国の法令に従って、当該他方の締約国の居住者である金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合

(b)　当該一方の締約国の居住者が当該他方の締約国から当該金融機関の株式を取得する場合

2　条約第十三条4及び5中「動産」を「財産（不動産を除く。）」に改める。

第七条

1　条約第二十二条1中「第七条、」を削り、「第十一条3」を「第十一条1」に改める。

2　条約第二十二条3、5(a)及び6中「第七条、」を削り、「第十一条3」を「第十一条1」に改める。

3　条約第二十二条7(c)(ii)を次のように改める。

(ii)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された有価証券市場

4　条約第二十二条7(e)(i)(cc)中「第七条、」を削り、「第十一条3」を「第十一条1」に改め、「（租税条約に規定する要件がこの条約に規定する要件よりも制限的でない場合に限る。）」を削る。

第八条

条約第二十三条1及び2を次のように改める。

1　英国外の領域において納付される租税を英国の租税から控除すること又は英国外の領域において生ずる配当若しくは英国外の領域にある恒久的施設の利得に係る英国の租税を免除することに関する英国の法令の規定（この1に規定する一般原則に影響を及ぼさないものに限る。）に従い、

(a)　日本国内の源泉から生ずる所得、利得又は譲渡収益につき、日本国の法令及びこの条約の規定に従い直接に又は源泉徴収によって納付される日本国の租税（配当については、配当の支払に充てられる利得について納付される租税を除く。）は、当該日本国の租税の算定の基礎となった当該所得、利得又は譲渡収益について算定される英国の租税から控除する。

(b)　日本国の居住者である法人が英国の居住者である法人に支払う配当については、英国の法令に規定する免除を受ける条件が満たされる場合には、英国の租税を免除する。

(c)　英国の居住者である法人の日本国内にある恒久的施設の利得については、英国の法令に基づいて免除を適用することができ、かつ、英国の法令に規定する免除を受ける条件が満たされる場合には、英国の租税を免除する。

(d)　日本国の居住者である法人が、その議決権の十パーセント以上を直接又は間接に支配する英国の居住者である法人に支払う配当であって、(b)の規定に基づいて租税が免除されないものについては、(a)に規定する英国の租税からの控除を行うに当たり、当該日本国の居住者である法人が当該配当の支払に充てられる利得について納付する日本国の租税を考慮に入れるものとする。

2　日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従って英国において租税を課される所得を英国において取得する場合には、当該所得について納付される英国の租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、当該所得に対応する日本国の租税の額を超えないものとする。

第九条

条約第二十四条3中「第十条8若しくは9、第十一条8から10まで」を「第十条9若しくは10、第十一条5から7まで」に改める。

第十条

1　条約第二十五条3に後段として次のように加える。

両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

2　条約第二十五条に次の5及び6を加える。

5　(a)　一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b)　当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施される。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

6　5の規定は、第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

第十一条

条約第二十六条1及び2を次のように改める。

1　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2　1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。この2の第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができ、かつ、他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可する場合には、他の目的のために使用することができる。

第十二条

条約第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条のA

1　両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。